

「秋田市緑の基本計画」の概要

平成10年3月

秋 田 市

秋田市都市緑化推進に係る関連制度体系図

基本計画群

第10次秋田市総合計画
(平成15年3月策定)

緑豊かな住みよい都市環境のもと、すべての市民が快適にすごし、豊かな生活をおくり、安全・安心に暮らし、生きがいとゆとりを持って生き、活気に満ちて活動するまちをつくり、市民一人ひとりの笑顔が見え、しあわせを実感できる緑の健康文化都市を実現することを基本理念として、将来都市像を設定したものです。

即す：都市計画法
第15条第3項

即す：都市緑地法
第4条第3項

第5次秋田市総合都市計画
(平成13年3月策定)

概ね20年後を展望した目指すべき都市の姿を描き、その実現に向け、市民と行政のパートナーシップによるまちづくりを実践していくための、基本的な考えを示しています。

目指すべき都市の姿
～にぎわいとuringおいのある
快適環境都市あきた～

適合：都市緑地法第4条第3項

秋田市緑の基本計画
(平成10年3月策定)

都市緑地保全法に基づく計画であり、市町村が「緑地」の適正な保全、および緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策などについて策定した緑とオープンスペースの総合的計画です。

関連条例

**秋田市都市環境の創造および
保全に関する基本条例**
(平成14年7月制定)

都市環境の創造および保全に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、「にぎわいとuringおいのある快適環境都市あきた」を実現することを目的としています。

**秋田市都市緑化の推進
に関する条例**
(平成14年7月制定)

緑化および美化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市緑化の推進のための施策を総合的かつ一体的に展開し、良好な生活環境を確保することを目的としています。

**秋田市都市緑化の推進
に関する基本方針**
(平成15年3月策定)

緑化および美化の推進に関する施策を体系化し、基本的事項についてその方向性などを示すもので、市民・事業者・行政が共通の認識のもと、すぐれた緑を守ると共に、緑豊かで魅力ある都市空間を創り、育てていくための指針です。

実施計画

秋田市都市緑化推進計画

秋田市緑の基本計画の概要

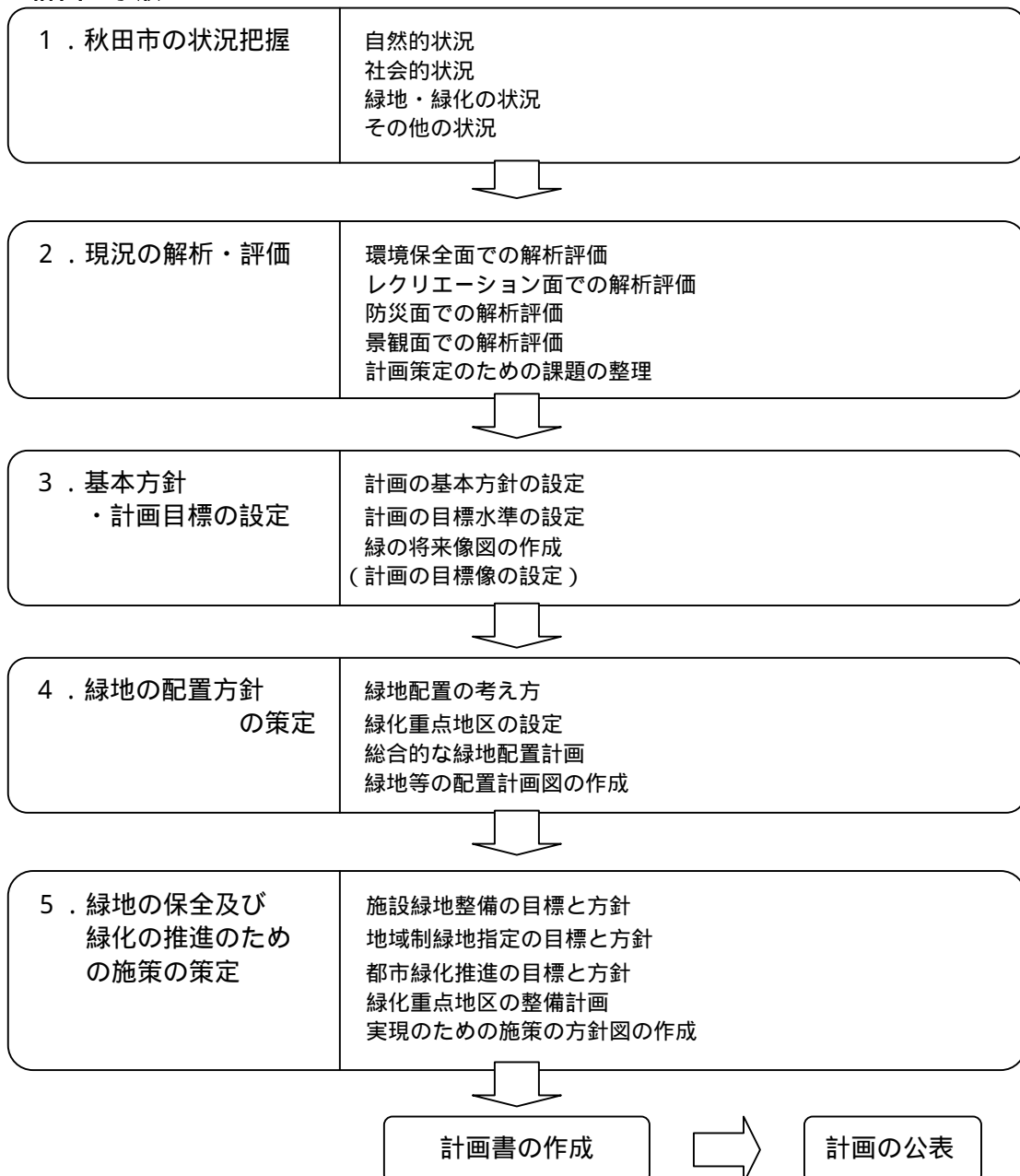
1. 計画の目的

秋田市は平成9年に「中核市」へと移行、秋田新幹線や秋田自動車道の開通などにより、北日本の中核都市としての役割がより一層強く求められている。それに伴う産業構造の変化や人口の増加など、市街化・都市化の進展も見受けられ、うるおいのある都市環境を積極的に確保していく必要がある。

一方、秋田市は太平山へと連なる出羽丘陵の緑や、海岸沿いに広がるクロマツ林の緑など、豊かな緑の資源に恵まれており、そのような良好な緑の資源をまもり、次世代へと継承していく必要がある。

「緑の基本計画」はこのような背景をふまえ、緑に関する秋田市の諸施策を総合的に進め、都市環境の改善、レクリエーション需要の充足、都市防災力の強化、景観の維持向上等を図り、より緑豊かな都市づくりを市民と行政が一体となって進めることを目的として策定するものである。

2. 計画の手順



3. 計画の構成

第1章 自然的条件調査

計画策定にあたっての前提条件調査として、秋田市の気象、地形、地質、緑の現状(植生)、動物相、水系、土地自然特性など、自然的条件について整理する。

第2章 社会的条件調査

計画策定にあたっての前提条件調査として、秋田市の人口・面積、土地利用、都市施設、市街地開発状況、公害発生状況、防災状況、土地所有状況など社会的条件について整理する。

第3章 緑地状況・緑化状況調査

秋田市の緑地の状況について、それぞれ「施設緑化」と「地域制緑化」に大別して整理する。また、各施設の緑化の状況及び緑化の推進のための各種施策等の状況について整理する。

第4章 その他の調査

その他の調査として、秋田市における、「レクリエーション施設」の状況、展望地や眺望状況などの「景観」に関する状況、避難地などの「防災」に関する状況、及び本計画に関連する「上位計画」について、それぞれ整理する。

第5章 解析・評価

計画策定にあたっての前提条件調査の結果をふまえて、「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観構成」の4つの視点から、秋田市の緑について解析・評価し、課題として整理する。

第6章 計画の基本方針

解析・評価の結果をふまえて、本計画の目標像を「緑の将来像」として設定するとともに、本計画「基本方針」及び「施策の体系」について整理する。

第7章 緑地の保全及び緑化の目標

本計画の計画フレームとして、上位計画との整合を図りつつ「将来人口」「将来市街地の規模」などについてそれぞれ設定し、これにもとづいて「緑地の確保目標」及び「施設緑地の整備目標」について設定する。

第8章 緑地の配置方針

解析・評価で用いた4つの視点をもとに、それぞれ4系統ごとの緑地の配置方針を設定する。また、本計画の目指す緑の姿をモデル的に具体化するような「緑化重点地区」の設定を行う。

第9章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

施設緑地の整備目的及び地域性緑地の指定目標について設定するとともに「緑化重点地区」の整備計画について整理する。

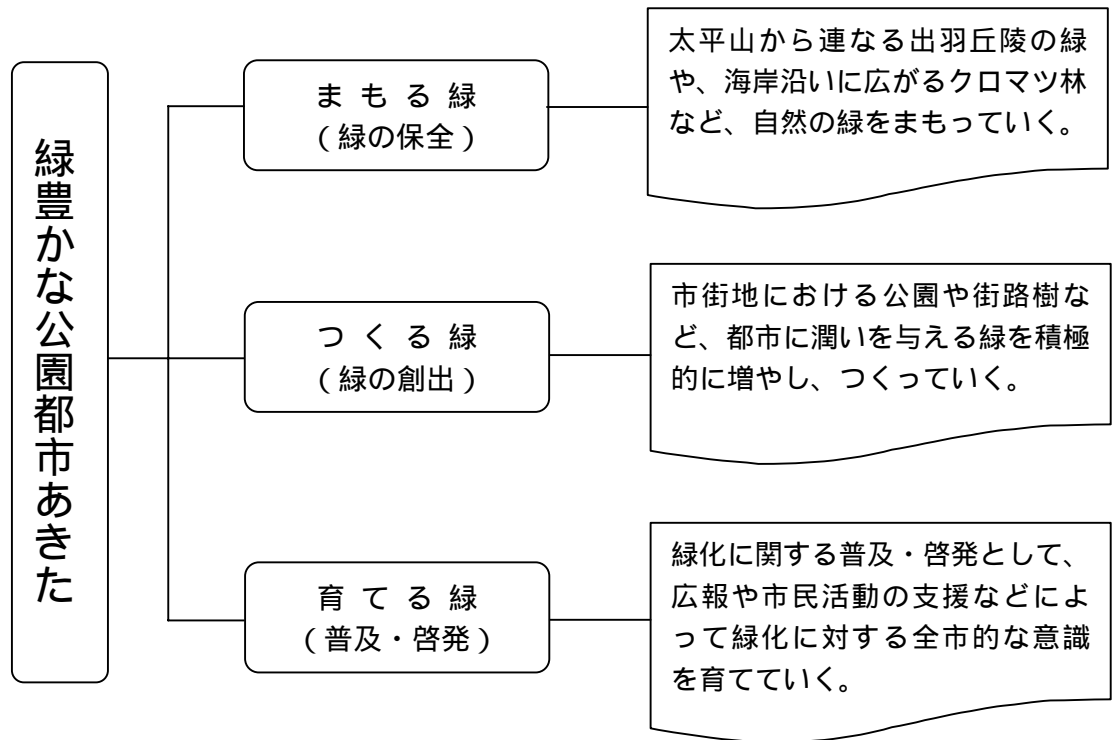
第6章 計画の基本方針（抜 粋）

基本理念

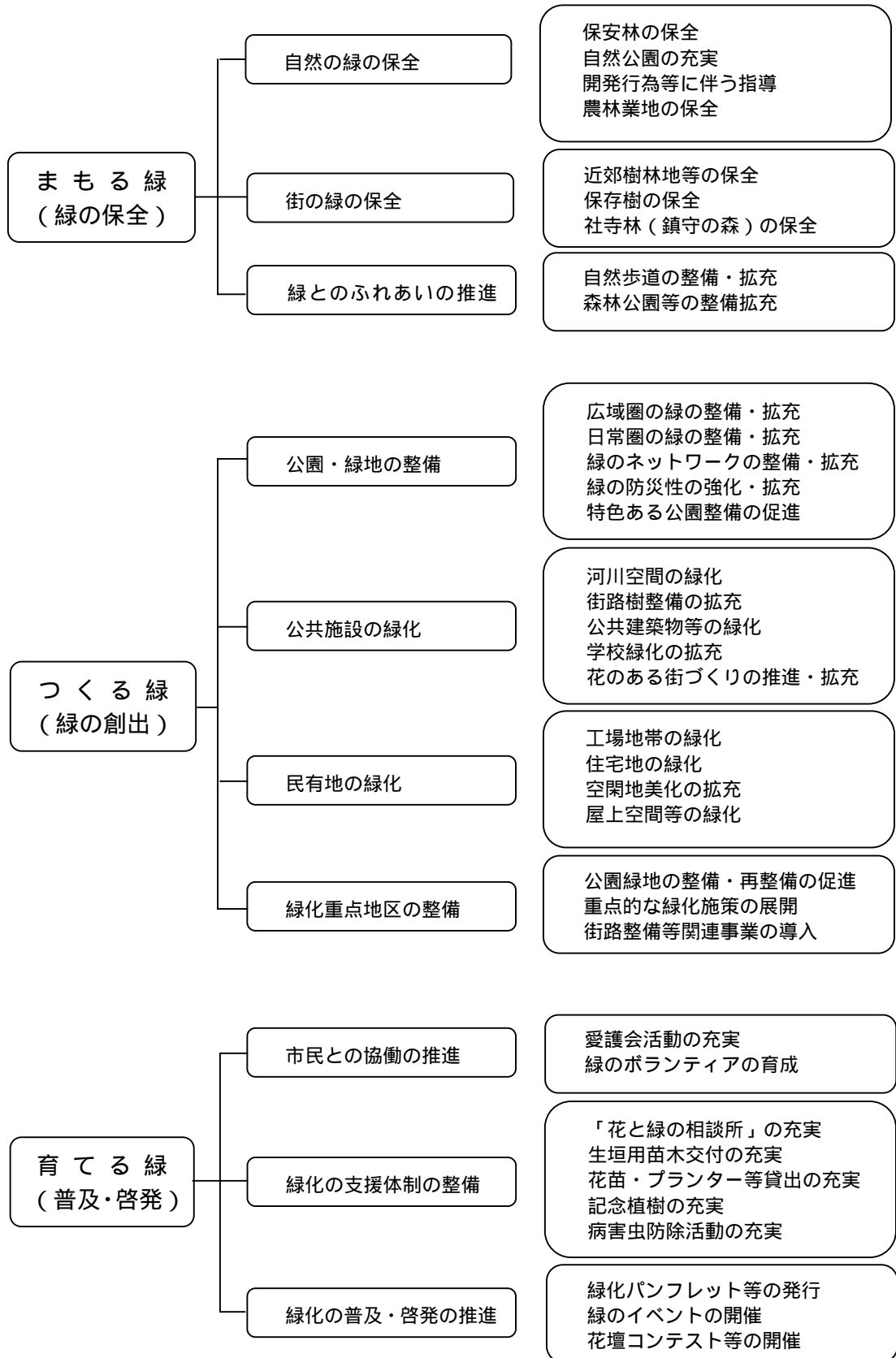
“ 緑 豊 かな 公 園 都 市 あ き た ”

基本方針

本計画の基本理念をふまえ、緑の将来像を具現化していくため、緑の保全（まもる緑）、緑の創出（つくる緑）、緑の普及・啓発（育てる緑）の3本の柱からなる基本方針を設定する。



施策の体系



第9章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策（抜 粋）

緑化重点地区の整備計画（設定）

本計画の諸調査の中から、公園都市秋田の顔となるべき地区、シンボルとなる地区、現在緑が少ない住宅地、土地区画整理事業等市街地整備事業が進んでいる地区等を対象として、緑化重点地区を設定する。

設定にあたっては、すでに緑化重点地区として平成7年度から整備事業を実施している「秋田駅周辺地区」に加えて、それぞれ市中央部、北部、南部の計4地区を緑化重点地区として計画する。箇所とその主なねらい次のとおりである。

（1）秋田駅周辺地区

駅を中心として行われている拠点都市整備事業や駅東地区の区画整理などによる新しい秋田の顔づくりとして行う。

（2）山王官公庁周辺地区

山王地区の官公庁地区の緑のリニューアルを中心として事業を設定し、秋田市の行政の中核地区としてふさわしい品格ある緑豊かなまちづくりを進める。

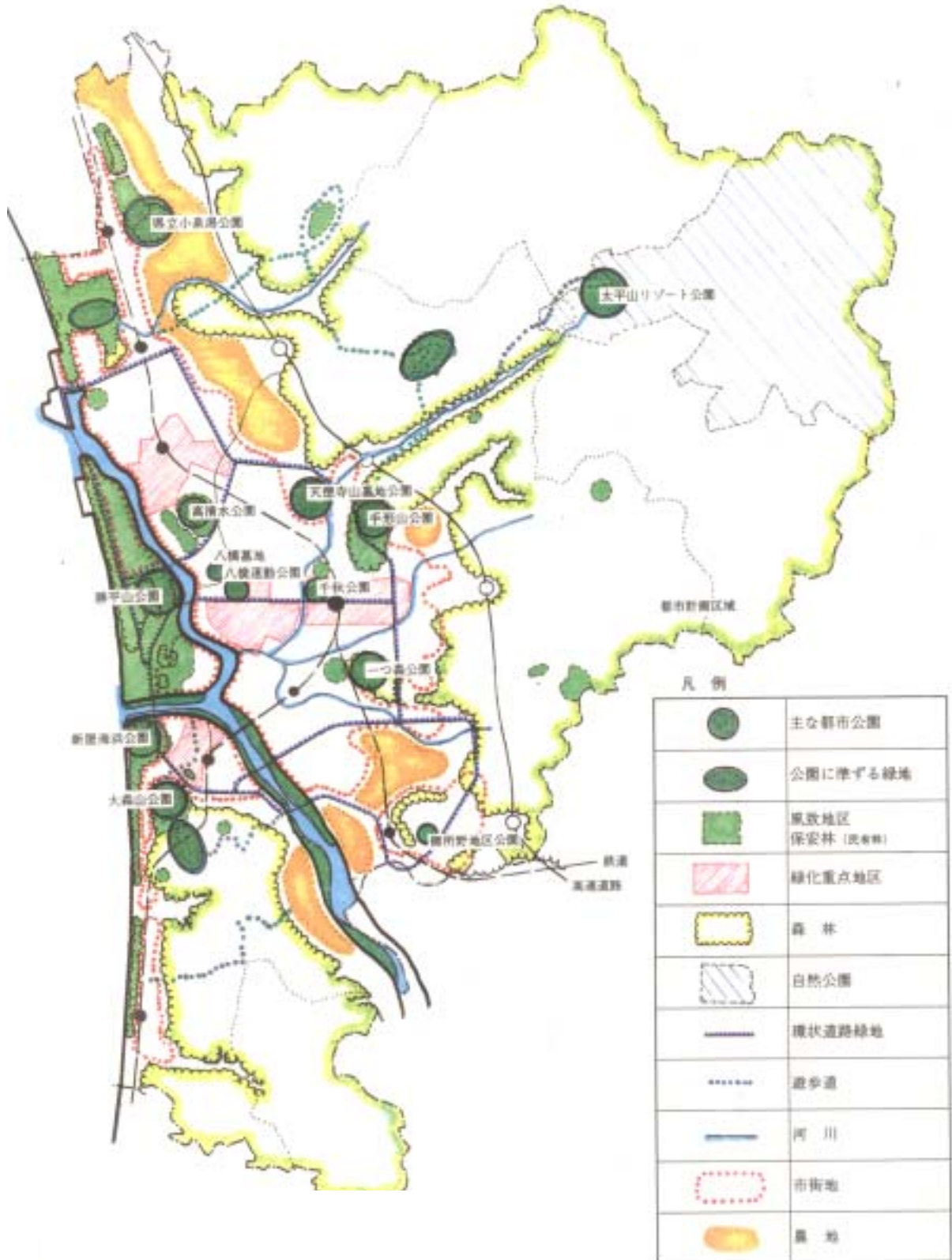
（3）土崎駅周辺地区

秋田港を控えた海の玄関口としての機能と古い歴史を持つ、土崎地区の落ちついたたずまいをより緑豊かなものとする。防災避難路ともなる都市計画道路や広幅員の道路の緑化、公共設備の緑化開放、公園の整備などを進め、安全で美しいまちづくりを進める。

（4）新屋駅周辺地区

新屋駅西側の住宅街において、公園や緑の散歩道等の整備、緑化の推進などにより、大森山を背景とした緑豊かな住宅街の形成につとめるものとする。

秋田市緑の将来像図



秋田市都市緑化の推進に関する基本方針の概要

都市緑化の推進に関する基本的事項

1 都市緑化の定義

緑は、快適な生活をおくるための基本であり、都市生活にうるおいとやすらぎをもたらしてくれる、重要な都市機能の一つです。

そこで、秋田市では、市街地の公園、緑地、学校などの公共公益施設や社寺林、屋敷林などの私有地の緑化の拡大、適切な管理につとめるとともに、広範な市民への意識啓発を行い、市民との連携のもと、緑化の普及と花のあるまちづくりなどをすすめ、質の高い緑豊かな都市環境の形成を図ります。

さらに、本市風土の景観を特徴づける緑地としての、丘陵樹林地、保安林、田園、自然公園などの保全・整備を図ります。

また、緑は、都市防災、水源涵養、大気の浄化など多様な機能も兼ね備え、私たちの生活になくてはならないものであるため、その保全・整備を図ります。

「都市緑化」とは、このような緑を守り、創り、育てることをいいます。

2 都市緑化の推進の基本的考え方

次の3点を基本的な考え方として、都市緑化を推進します。

(1) 都市緑化の推進の必要性

ア 都市の生活環境の向上

優れた緑は、良好な生活環境を創出します。

都市緑化の推進は、私たちの生活に快適さとうるおいとやすらぎを与え、心の豊かさに満ちた生活をもたらします。

そして、市民一人ひとりの笑顔が見え、しあわせを実感でき、まちに活気を呼び起こします。

イ 地域の活性化

都市緑化の推進は、市民が中心になって行う、身近に参加しやすいまちづくりであり、また、市民の主体的、継続的な取り組みによって育まれる優れた緑は、市民の共有財産として、地域への一体感や愛着や誇りなどを醸成し、地域の活性化をもたらす効果があります。

ウ 次世代への継承

祖先から受け継いだ歴史的、文化的財産を守り、また、新たな魅力ある緑を創り、育て、それを次世代に継承できるように努めることは、私たちの責務です。

(2) 都市緑化の推進の基本目標

秋田市の目指すべき都市の姿である「にぎわいとるおいのある快適環境都市あきた」の実現のため、都市緑化の推進の基本目標を次のように掲げます。

ア 都市の緑を守り育てる（緑の保全）

市街地の、公共公益施設の公園、緑地、学校、公民館、街路樹などや、民有地の社寺林、屋敷林などの緑の保全をめざします。

さらに、本市風土の景観を特徴づける緑地としての、丘陵樹林地、保安林、田園、自然公園などの保全をめざします。

イ 緑の空間を創り育てる（緑の創出）

緑豊かな都市環境の中で全ての市民が快適・安全・安心に暮らすために、公園などのうるおいとやすらぎのある緑の空間の積極的な創造をめざします。

ウ 緑の関心を高める（緑の啓発）

市民が緑に対して親しみや愛着が感じられ、正しい知識を得られるよう、緑に関する広報や各種イベントなどを行ない、緑の啓発をめざします。

(3) 都市緑化の推進に取り組む基本姿勢

都市緑化の基本目標を達成していくためには、市民、事業者、行政が次のことについて、共通の認識を持って取り組むことが必要です。

ア 市民が主体、みんなで協力

市民、事業者、行政がそれぞれの担うべき役割を認識し、相互に協力し、連携するとともに、市民一人ひとりが、担い手として自覚をもち、主体的に取り組んでいくことによって都市緑化を推進します。

行政は、これらの市民の取り組みを支援します。

イ 守り、創り、育てる

長い年月の積み重ねの中で受け継がれてきた歴史的財産や自然など優れた緑を守るとともに、緑豊かで魅力ある都市空間を創り、育てていきます。

ウ 地域らしさで愛着を醸成

気候・風土に配慮し、地域らしさを創り、育てることにより、地域の愛着を生み出す都市緑化に努めます。

エ 様々な制度を積極活用

都市緑化を促進するため、緑化街区の指定、緑地協定、保存樹の指定などの諸制度の積極的な活用に努めます。

具体的な事業実施状況(平成18年度都市緑化関係予算) 単位:百万円

都市緑化の推進 1,196

(1) 自然環境との調和 15

公園維持管理費(樹木病害虫対策費)

緑の保全

- ・公園・街路樹・学校など、公共施設のアメリカシロヒトリをはじめとする樹木病害虫の防除を実施する。
- ・アメリカシロヒトリの町内共同防除への指導・助言、防除機の貸出、薬剤の配付を行う。

(2) 公園緑地の整備 1,106

太平山リゾート公園の整備

緑の創出

81

- ・市民福祉型・市民開放型のリゾート公園として、市街地の公園では体験できない活動と保養や美しい憩いとやすらぎの風景を創出するため、太平山リゾート公園の整備を進める。

一つ森公園の整備

緑の創出

40

- ・各年齢層が手軽に健康運動が行える施設を有する健康運動公園として、一つ森公園の整備を進める。

千秋公園の整備

緑の創出

40

- ・自然と歴史的な資源を活かした市のシンボルにふさわしい公園づくりを目指し、千秋公園の再整備を進める。

新屋海浜公園の整備

緑の創出

1

- ・自然を活用した憩いの場の提供を目指し、新屋海浜公園の整備を進める。

人にやさしい公園づくり再整備事業

緑の保全

12

- ・市民が安全で気軽に公園を利用できるよう、遊具やフェンスの再整備を実施する。

北野田公園の整備

緑の創出

101

- ・市民のスポーツ・レクリエーションや憩いの場を創出するとともに、平成19年秋田わか杉国体のテニス競技会場として活用を目指し、北野田公園の整備を進める。

公園整備事業管理費

緑の保全

1

- ・公園整備事業を推進するため、国・県や関係機関との協議、講習への参加等を行う。

一つ森公園の維持管理

緑の保全

37

- ・快適な憩いの場の創出と市民の健康増進を目指し、一つ森公園施設の適切な維持管理を行う。

雄物川河川緑地等の維持管理

緑の保全

103

- ・安全で快適なうらおいのある地域コミュニティの場の創出のため、雄物川河川緑地、

御所野地区内公園緑地、市南部地区および東部地区の公園緑地の適切な維持管理を行う。

- 太平山リゾート公園および太平山スキー場の維持管理** 緑の保全 388
- ・市民福祉型・市民開放型の太平山リゾート公園およびスキー場の管理に、指定管理者制度を導入し、適切な維持管理に努めるとともに、多彩なイベントや魅力ある料金プランの提供により、利用者へのサービス向上をはかる。

- 太平山リゾート公園関連事業** 緑の保全 70
- ・太平山リゾート公園のトレーラーハウスを引続き借上げ、公園施設の充実を図る。
 - ・太平山スキー場造成費を償還する。

- 北野田公園維持管理経費** 緑の保全 9
- ・平成 18 年度より、北野田公園の一部管理運営費を計上する。

- 公園の維持補修等** 緑の保全 33
- ・公園利用者の事故の防止と利便性の向上、環境整備をはかるため、公園施設等の新設、改修、補修を行う。

- 公園の維持管理** 緑の保全 188
- ・すべての市民が安全で気軽に公園を利用できるようにするため、公園・緑地の清掃、塵芥回収、除草、点検など施設の適切な維持管理を行う。

- 公園管理用車両更新経費** 緑の保全 2
- ・公園の維持管理に使用する、老朽の著しい作業用車両を計画的に更新する。

(3) 緑化・美化の推進 75

- 緑化重点地区整備事業** 緑の保全・創出 41
- ・「緑の基本計画」に基づき、住区基幹公園等の緑化面積率を高めるため、新屋駅周辺地区の公園の再整備を実施する。

- 都市緑化の推進** 緑の保全・啓発 5
- ・都市緑化の推進と緑化意識の向上をはかるため、市民、企業等への苗木交付や保存樹の管理を実施する。(緑化普及事業・空閑地美化事業・保存樹管理事業)

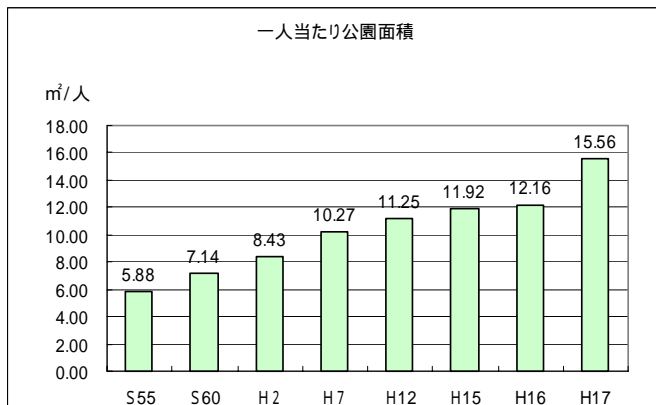
- 花のあるまちづくり** 緑の啓発 27
- ・花のある美しいまちづくりの推進のため、市民団体などに対する花苗の交付、プランターの設置、花と緑の相談所の開設を行い、緑化の普及をはかる。

- 自然緑地の整備** 緑の創出 2
- ・うるおいのある生活環境の実現のため、自然の緑が活かされた緑地として、水道事業 100 周年記念事業に合わせ藤倉水源地跡地の広場整備を進める。

都市緑化に関するデータ

【市街地街地の公園に関するデータ】

【公園一人当たり面積の推移グラフ】



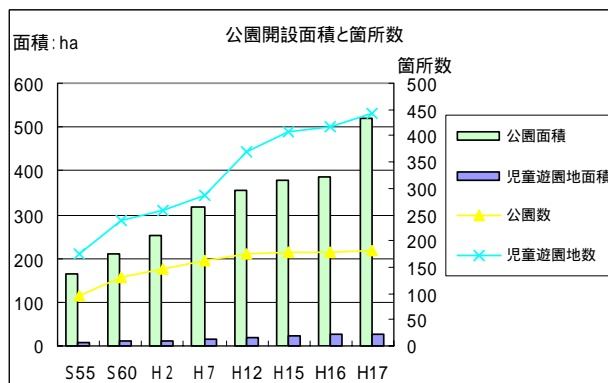
市民一人当たり目標公園面積は20m²



【開設済公園の内訳表】

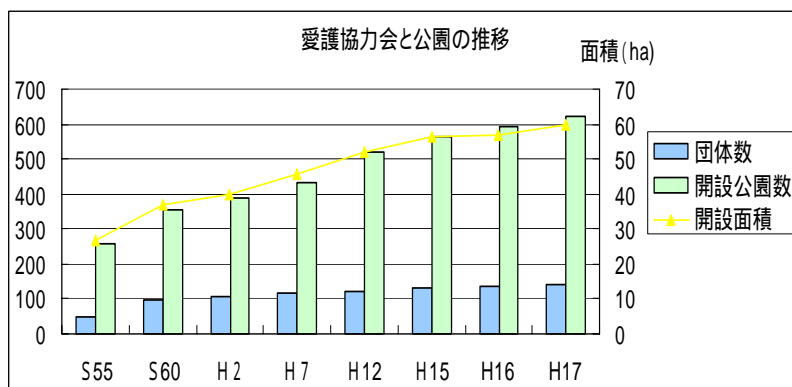
公園種別	都市計画		開設	
	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所
街区公園	50.25	219	32.00	153
近隣公園	36.30	18	15.75	7
地区公園	3.90	1	3.90	1
総合公園	295.90	5	183.64	5
運動公園	26.70	1	21.73	1
広域公園	753.80	2	196.30	2
歴史公園	39.20	1	2.34	1
風致公園	236.60	3	0.00	0
墓園	76.70	2	18.46	2
都市緑地など	596.27	8	46.39	8
計	2,115.62	260	520.51	180

【公園開設面積と箇所数の推移グラフ】



【公園愛護協会の設立状況 (数値とグラフ)】

年度	S55	S60	H2	H7	H12	H15	H16	H17
団体数	47	99	107	115	120	133	137	139
開設公園数	259	356	387	435	522	562	595	623
開設面積	26.88	37.03	39.95	45.89	51.95	56.39	56.93	59.6



市は公園愛護協会
結成促進を図ります！

